

総会

配布：一般

2014年4月9日

原文：英語

人権理事会

第25会期

議事日程議題4

理事会の注意を必要とする人権状況

人権理事会により採択された決議

25/23.

シリア・アラブ共和国における人権および人道状況の継続している深刻な悪化

人権理事会は、

国際連合憲章に基づいて

シリア・アラブ共和国に関するあらゆる従前の人権理事会諸決議を再確認し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全に対する理事会の強い公約もまた再確認し、

人権状況の深刻な悪化および無差別殺人並びに国際人道法に違反した文民を故意に標的とするようなことおよび党派の緊張を扇動するような暴力行為を非難し、

国際独立調査委員会とのシリア当局の協力がいないこともまた非難し、

国際連合並びにアラブ連盟の合同特使の取組を歓迎し、

国際連合並びにアラブ連盟の合同特使の任務に対する理事会の支援を再確認し、そして全ての国民が、ジェンダー、宗教および民族性に関わりなく平等である、市民の、民主的なそして多民族の国家に対するシリア国民の合法的憧れを叶えるシリア危機に対する政治的解決を見出すための国際的な取組を歓迎し、

2014年2月22日の安全保障理事会決議2139(2014)を歓迎し、その実施の重要性を強調し、そして迅速な、安全なそして妨害のない人道的アクセスを求めるその要求および国際人道法の違反と人権の違反および侵害に対する刑事責任の免除を終わらせる必要性に留意し、

国際連合人権高等弁務官がまた人権理事会の特別手続が行った、人道に対する罪および戦争犯罪がシリア・アラブ共和国内で犯されてきたようであるとの声明を想起し、そして状況を国際刑事裁判所に付託するという安全保障理事会に対する高等弁務官によるくり返された勧奨に留意し、

1. シリア・アラブ共和国に関する調査委員会の報告書¹を歓迎する。
2. 人権理事会の第28会期までずっと調査委員会の職務権限を延長することを決定し、そして同委員会に対し、同理事会の第27会期および第28会期における双方向対話の期間中シリア・アラブ共和国における人権状況について書面による報告を提出することおよび第26会期の双方向対話の期間中に同理事会に口頭による最新情報を提供することを要請する。
3. シリア・アラブ共和国全土におけるすぐの、十分なそして拘束を受けない立ち入りを認めることにより、シリア当局が調査委員会と十分に協力することを要求する。
4. シリア・アラブ共和国における全ての集団に対し、性的暴力および拷問を含む、報復や暴力を慎むことを求め、そして全ての紛争当事者に対し、国際人道法の違反や人権違反および侵害を予防することを促す。

¹ A/HRC/25/65.

5. 文民地区の空爆、とりわけ樽爆弾、弾道ミサイルおよびクラスター弾の無差別な使用に関係したものおよび戦争犯罪または人道に対する罪に相当する可能性のある他の活動を含む、シリア当局および協力関係にある民兵による継続した重大な、組織的な且つ広範な人権侵害および国際人道法のあらゆる違反を強く非難する。

6. 過激主義および過激派集団の拡散に深い懸念を表明し、そしてシリア・アラブ共和国におけるあらゆる人権侵害および国際人道法の違反を強く非難する。

7. 子どもに対して犯されたあらゆる侵害および虐待を強く非難し、そして全ての当事者に対し、国際法の下での自らの義務を遵守することを促す。

8. 全ての当事者が、医療施設、学校および他の民間施設を非軍事化し、人口密集地区に軍事拠点を作ることを避けそして非軍事的目標に対する攻撃を止めることを要求する。

9. 宗教的または種族的集団に属する人に対するあらゆる暴力を強く非難し、そして全ての当事者が、国際法を十分に尊重することを求める。

10. シリア国民および非シリア国民双方の多数の被拘束者が、飢餓および拷問の結果として政府の刑務所で死んだ可能性があるという信頼に足る報告に深い懸念を表明し、これらの違反に対して責任を有する者を非難し、子どもを含む、恣意的に拘束された全ての人の解放を要求し、そしてシリア当局に対し、全ての拘束施設の一覧表を公表すること、拘束条件が適用可能な国際法を遵守することを確保すること、また全ての拘束施設に独立監視員による立ち入りを直ちに認めることを求める。

11. 国際人道法の違反または人権違反と侵害に責任を有する全ての者が責任を問われることを確保する必要性を強調する。

12. 適切な事情の下で適切な国際的な刑事司法手続に付託する妥当性を考慮しつつ、包括的且つ信頼に足る対話の文脈において、シリア国民は、正義、和解、真理および国際法の甚だしい違反と侵害に対する説明責任、並びに犠牲者に対する賠償と効果的な救済を達成するための過程と手続

を決めるべきことを再確認する。

13. シリア当局が、シリア住民を保護する自らの責任を果たすことを要求する。

14. 国際法の下で禁止されており、重大な犯罪にも等しくそして文民に関して破壊的な影響を有している、シリア・アラブ共和国における化学兵器とあらゆる戦争手段の無差別な使用を強く非難し、またこれに関連してシリア当局に対し、化学兵器の開発、生産、貯蔵および使用の禁止並びに廃棄に関する条約の下での自らの義務および2013年9月27日の安全保障理事会決議2118(2013)に基づく時間的枠組並びに化学兵器禁止機関の理事会の決定に従って自らの化学兵器計画およびその化学兵器の撤廃の完全且つ不可逆的な破壊を加速することを求める。

15. シリア危機に対する交渉による政治的解決を見いだすための国際連合およびアラブ連盟の合同代表の取組に対する理事会の支援を表明し、そしてシリアの当事者に及ぼす影響力を持つ諸国に対し、当事者が建設的にまた暫定統治機関の形成のためのジュネーブ・コミュニケにおいて行われた呼びかけに基づいて交渉することを奨励するためのあらゆる措置を講じることを促す。

16. 2000年10月31日の安保理決議1325(2000)および2013年10月18日の2122(2013)において安全保障理事会により目論まれたように、政治会談における女性の完全な参加を奨励し、そしてこれに関連してジェンダー平等と女性の地位と能力の向上のための国際連合機関の活動を歓迎する。

17. どの地域からのものであれ、文民に対する人道援助の意図的な拒絶を強く非難し、これに関連したシリア・アラブ共和国政府の責任に特に留意し、そして悪化しつつある人道状況に憂慮する。

18. シリア当局による戦闘の方法としての文民の餓死の使用をまた強く非難し、そして文民の包囲を更に非難する。

19. 人道関係者に対して向けられたあらゆる暴力行為を更に強く非難し、そして人道援助が、最短経路を通過して困っている人々に届くことを確保するために、国際連合人道機関とその実施協力

機関の、紛争線を越えたまた国境を越えたものを含む、迅速、安全且つ妨害のない人道アクセスをシリア当局が許可し、そしてあらゆる他の紛争当事者が邪魔しないことを要求する。

20. 2014年1月15日にクウェートで開催された、第二回シリア国際人道支援拠出誓約会議および2014年3月3日にジュネーブで開催されたシリアにおける人道課題に関するハイレベル・グループの第四回会合の成果を歓迎し、そしてシリア難民を受け入れている近隣諸国の取組を更に歓迎する。

21. あらゆる資金提供者を含む、国際社会に対し、責任分担の原則を強調しつつ、受け入れ国がシリア難民の増えつつある人道的必要性に対応することを可能にするために緊急の財政的支援を提供することを促す。

22. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

第55回会合

2014年3月28日

[32対4、棄権11の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アルゼンチン、オーストリア、ベナン、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、チリ、コスタリカ、コートジボワール、チェコ共和国、エストニア、フランス、ガボン、ドイツ、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、クウェート、モルディブ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ペルー、大韓民国、ルーマニア、サウジアラビア、シエラレオネ、旧ユーゴスラビア・マケドニア共和国、アラブ首長国連邦、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国

反対：

中国、キューバ、ロシア連邦、ベネズエラ（ボリバル共和国）

棄権：

アルジェリア、コンゴ、エチオピア、インド、カザフスタン、ケニヤ、ナミビア、パキスタン、フィリピン、南アフリカ、ベトナム]

